

防衛医科大学校病院規則第1号

防衛医科大学校の医学教育部、病院及び高等看護学院の内部組織に関する訓令（昭和54年防衛庁訓令第21号）第4条及び第22条第1項の規定に基づき、防衛医科大学校病院の事務分掌規則を次のように定める。

昭和54年4月4日

防衛医科大学校病院長

防衛医科大学校病院事務分掌規則

改正 昭和55年4月5日規則第7号 平成24年4月6日規則第3号
昭和57年4月6日規則第1号 平成26年4月1日規則第4号
昭和63年4月8日規則第2号 平成29年3月30日規則第1号
平成3年4月12日規則第1号 令和5年6月29日規則第2号
平成5年4月1日規則第2号
平成13年3月30日 達 第9号
平成14年4月1日規則第2号
平成16年4月1日規則第7号
平成18年3月31日規則第3号
平成23年12月27日規則第7号

（課長補佐）

第1条 課長補佐は、所属課長の命を受け、課長を補佐し、課務を整理する。

2 課長補佐の担当課務は、別表に掲げるとおりとする。

（総務係）

第2条 総務係においては、次の事務をつかさどる。

- （1）機密の手続きに関すること。
- （2）院内の事務の連絡調整に関すること。
- （3）会議及び諸行事に関すること。（医事係の所掌するものを除く。）
- （4）当直に関すること。
- （5）病院の公印の管守に関すること。
- （6）公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。
- （7）文書の審査に関すること。
- （8）車両の運行に関すること。
- （9）課内の庶務に関すること。
- （10）前各号に掲げるもののほか、課内の他の係の所掌に属しない事項に関する

こと。

(運営企画係)

第3条 運営企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院運営改善の分析・立案に関すること（企画調整専門官及び運営管理係の所掌するものを除く。）。
- (2) 業務計画の手続きに関すること。
- (3) 病院収入に係る分析方法の策定及び立案に関すること。
- (4) 病院収入に係るデータの作成と提供に関すること。
- (5) 病院収入の増収策の策定と立案及び検証に関すること。
- (6) 他の病院の情報収集と比較分析に関すること（運営管理係の所掌するものを除く。）。

(運営管理係)

第4条 運営管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病院運営改善の分析・立案に関すること（企画調整専門官の所掌するものを除く。）。
- (2) 病院費用に係る分析方法の策定及び立案に関すること。
- (3) 病院費用に係るデータの作成と提供に関すること。
- (4) 病院費用のコスト削減策の策定と立案及び検証に関すること。
- (5) 他の病院の情報収集と比較分析に関すること。

(企画調整専門官)

第5条 企画調整専門官は、課長の命を受け、次の事務に従事する。

- (1) 病院運営及び改善に係る企画立案に関すること。
- (2) 業務計画の企画立案に関すること。
- (3) 組織・定員の手続きに関すること。

(医事係)

第6条 医事係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 診療契約に関すること。
- (2) 医療機関に係る申請、届出、報告等に関すること。
- (3) 患者の苦情処理及び争訟に関すること。
- (4) 医事に係る諸会議に関すること。
- (5) 患者統計に関すること（医療情報部の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 霊室の業務に関すること。

(照査係)

第7条 照査係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 診療報酬請求事務の総括に関する事。
- (2) 診療報酬請求書、明細書の点検に関する事。
- (3) 診療報酬明細書の院内審査に関する事。
- (4) 診療費の債権発生事務の照査に関する事。
- (5) 未請求診療費の整理の照査に関する事。
- (6) 診療証明に関する事。

(施設係)

第8条 施設係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設及び諸設備の整備計画の手続きに関する事。
- (2) 施設及び諸設備の維持及び管理の手続きに関する事。
- (3) 施設及び諸設備の役務の手続きに関する事。
- (4) 警備に関する事。
- (5) 防火災害に関する事。
- (6) 消毒、洗たくその他の保清に関する事。

(医療照査専門官)

第9条 医療照査専門官は、課長の命を受け、次の事務に従事する。

- (1) 保険医療の調査及び研究に関する事。
- (2) 診療報酬請求の調査及び研究並びに指導、改善に関する事。
- (3) 医療事務処理の研究及び改善に関する事。
- (4) 社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他支払機関との連絡調整に関する事。
- (5) 医療事務の部外委託作業の管理に関する事。

(医療訟務専門官)

第10条 医療訟務専門官は、課長の命を受け、次の事務に従事する。

- (1) 医療に係る訴訟に関する事。
- (2) 医療に係る証拠保全に関する事。
- (3) 医療に係る損害賠償に関する事。

附 則

この規則は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年4月5日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年4月6日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第1条関係）

区 分		担 当 課 務
病院運営課	課長補佐	総務係、医事係、照査係及び施設係に係る事務に関すること。
	課長補佐	運営企画係及び運営管理係に係る事務に関すること。